

6 庁訓46

目黒地区における駐屯地業務、基地業務等に関する訓令

防衛庁訓令第46号

目黒地区における駐屯地業務、基地業務等に関する訓令を次のように定める。

平成6年9月28日

防衛庁長官 玉沢 徳一郎

目黒地区における駐屯地業務、基地業務等に関する訓令

改正	平成9年11月21日庁訓第39号	平成13年2月27日庁訓第10号
	平成18年3月27日庁訓第12号	平成18年7月28日庁訓第83号
	平成19年1月5日庁訓第1号	平成19年8月30日省訓第145号
	平成27年10月1日省訓第39号	平成28年8月4日省訓第53号
	平成28年9月30日省訓第59号	平成30年3月26日省訓第15号

(目的)

第1条 この訓令は、目黒地区（東京都目黒区中目黒2丁目に所在する防衛省の施設をいう。以下同じ。）における駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第44号）第5条及び第10条に規定する業務（以下「駐屯地業務」という。）、基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）第4条及び第6条に規定する業務（以下「基地業務」という。）及びこれらに準ずる業務を円滑に遂行するため、これらの業務の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の実施)

第2条 目黒地区における駐屯地業務、基地業務及びこれらに準ずる業務の実施については、各号の定めるところによる。

- (1) 学校地区（目黒地区のうち、別紙に示す地区をいう。以下同じ。）に所在する施設の管理（北関東防衛局の所掌に属するもの並びに維持及び補修を除く。）については目黒基地司令が、維持及び補修については航空自衛隊幹部学校長が行うものとする。
- (2) 陸上自衛隊地区（目黒地区のうち、別紙に示す地区をいう。）に所在する施設の管理（北関東防衛局の所掌に属するものを除く。）は、陸上自衛隊教育訓練研究本部長が行うものとする。
- (3) 目黒地区における外周警備及び出入門の管理は、防衛装備庁艦艇装備研究所長（以下「艦艇装備研究所長」という。）が行うものとする。
- (4) 学校地区に所在する施設の警備の統一及び学校地区における防火の統一は、目黒基地司令が行うものとする。
- (5) 給養は、航空自衛隊幹部学校長が行うものとする。

- (6) 共済組合に関する業務は、航空自衛隊幹部学校長が行うものとする。
- (7) 診療及び防疫は、航空自衛隊幹部学校長が行うものとする。
- (8) 電話施設の管理及び運営は、航空自衛隊幹部学校長が行うものとする。
- (9) 前各号に定めるもののほか、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛装備庁長官は協議により、目黒地区における駐屯地業務、基地業務及びこれらに準ずる業務のうち必要と認めるものの実施に関して定めることができる。

(連絡協力)

第3条 統合幕僚学校長、目黒駐屯地司令、陸上自衛隊教育訓練研究本部長、海上自衛隊幹部学校長、目黒基地司令、航空自衛隊幹部学校長、及び艦艇装備研究所長は、目黒地区における駐屯地業務、基地業務及びこれらに準ずる業務を円滑に遂行するため、相互に緊密に連絡協力しなければならない。

(適用除外)

第4条 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等が同一施設等に所在する場合における施設の管理等の業務の処理に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第24号）は、目黒地区においては適用しない。

2 駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第44号）、海上自衛隊東京業務隊の編制に関する訓令（昭和38年海上自衛隊訓令第9号）及び基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）は、この訓令が適用される場合には、適用しない。

(委任)

第5条 この訓令の実施に関し必要な事項は、統合幕僚学校長が行うべき事項に関しては統合幕僚長が、目黒駐屯地司令又は陸上自衛隊教育訓練研究本部長が行うべき事項に関しては陸上幕僚長が、海上自衛隊幹部学校長が行うべき事項に関しては海上幕僚長が、目黒基地司令又は航空自衛隊幹部学校長が行うべき事項に関しては航空幕僚長が、艦艇装備研究所長が行うべき事項に関しては防衛装備庁長官が、それぞれ定めるものとする。ただし、第2条第4号に規定する学校地区に所在する施設の警備の統一に関し必要な事項は統合幕僚長が定めるものとする。これらの場合において統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は防衛装備庁長官は、他と協議を必要とすると認める事項についてはあらかじめこれと協議しなければならない。

附 則

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年11月21日防衛庁訓令第39号）

この訓令は、平成9年12月1日から施行する。

附 則（平成13年2月27日防衛庁訓令第10号）

この訓令は、平成13年3月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日防衛庁訓令第12号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日防衛庁訓令第83号）

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年8月4日省訓第53号）

この訓令は、平成28年8月8日から施行する。

附 則（平成28年9月30日省訓第59号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日防衛省訓令第15号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

凡	例
①	学校棟
②	講堂
③	車庫
④	防衛省目黒留学生会館
⑤	深海用機器実験棟
⑥	防衛装備庁艦艇装備 研究所（本館）
⑦	実験用水槽
⑧	正門
⑨	教場棟
⑩	倉庫棟

